



明石市自治基本条例市民検証会議

# 組織制度について

2025年3月24日

総務局総務管理室総務課

# 自治基本条例における組織に係る規定

## 自治基本条例 第31条

市長等は、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成しなければならない。

2 市長等は、市民サービスができるだけ市民に身近なところで処理されるよう組織の整備、充実を図るとともに、社会情勢又は市民ニーズの変化に的確に対応し、常に組織の見直しを図らなければならない。

# 市役所の組織とは何か

## (1) 地方自治法第1条の2

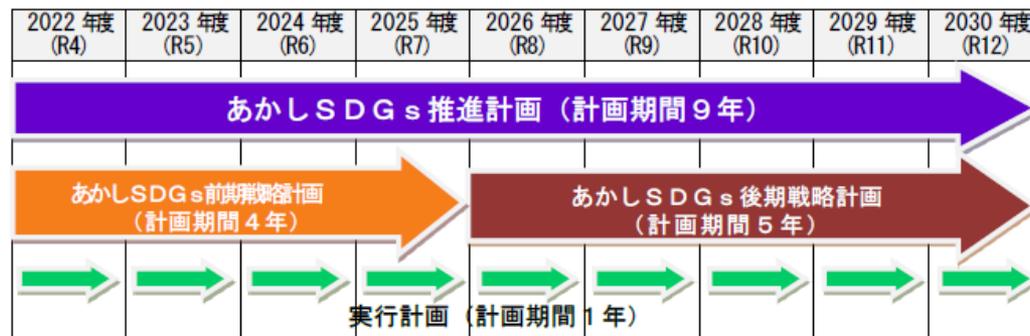
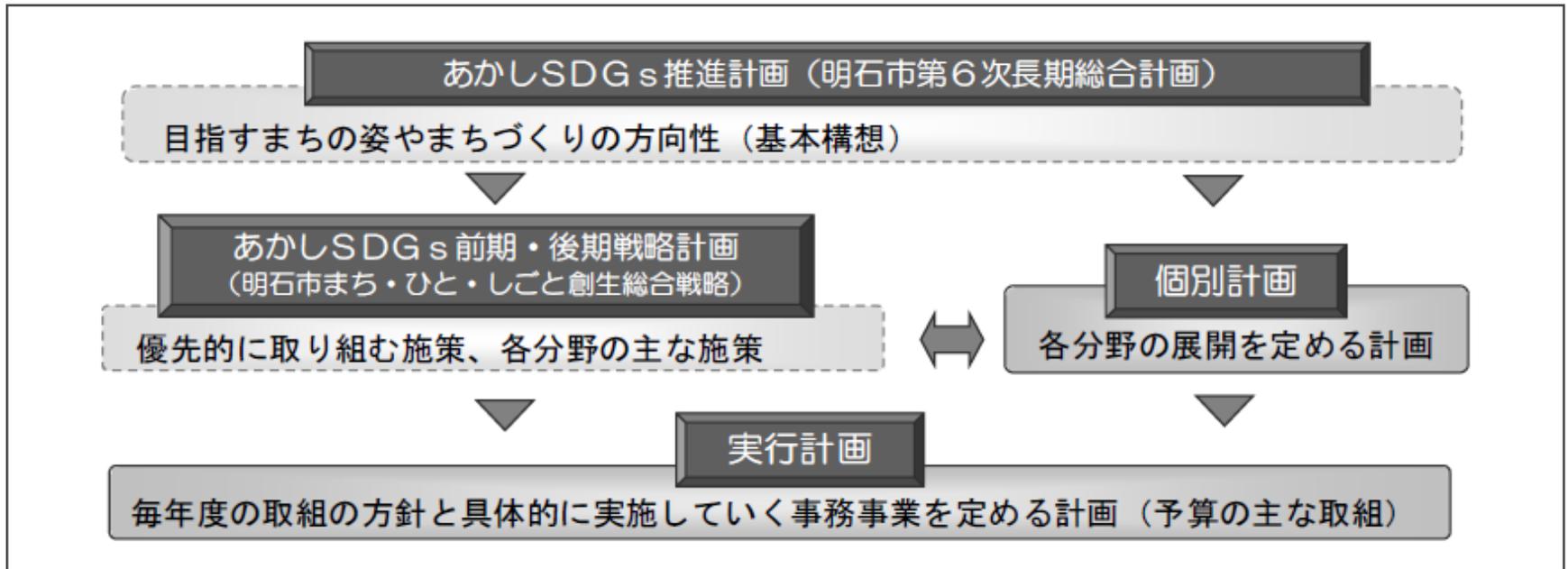
地方公共団体は、**住民の福祉の増進**を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

## (2) 地方自治法第158条1項

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、**必要な内部組織**を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

**「市民の幸せ・豊かな暮らしを守るために、  
割り当てられた役割や責任を持つ  
個人・部門で構成される集団」**

# 明石市役所の組織の目標



# 明石市役所の組織の目標

## SDGs 未来安心都市・明石

～ いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～

### いつまでも

まちの好循環により、明るい未来につながるサステイナブル（持続可能）なまちづくりに取り組みます。

### すべての人に

年齢・性別・国籍・障害などに関わらず、すべての人が安心を感じられるインクルーシブなまちづくりに取り組みます。

### やさしいまち

経済・社会・環境の統合的向上を目指し、ハード・ソフト両面から安心して暮らし続けられるやさしいまちづくりに取り組みます。

### みんなで

市・市民・事業者などが一丸となってみんなで目標の達成に向けて取り組みます。

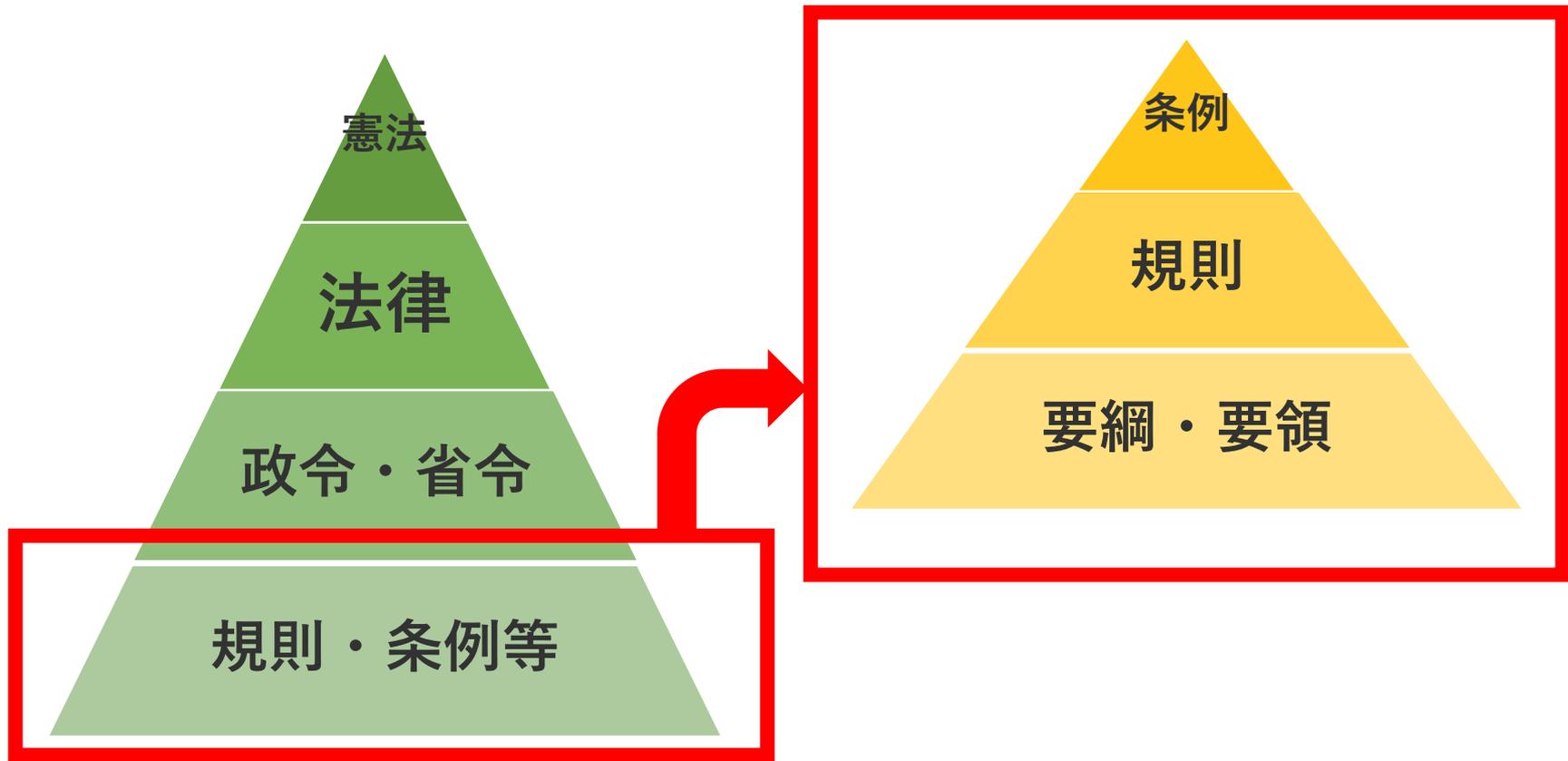


### 2030年度の目標

住みやすいと思う人の割合：100%

目標人口：30万人

# 公務員の仕事は法律等に基づき行われる



# 法令等における組織に関する規定

## (1) 地方自治法

### 第1条

この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

### 第158条1項

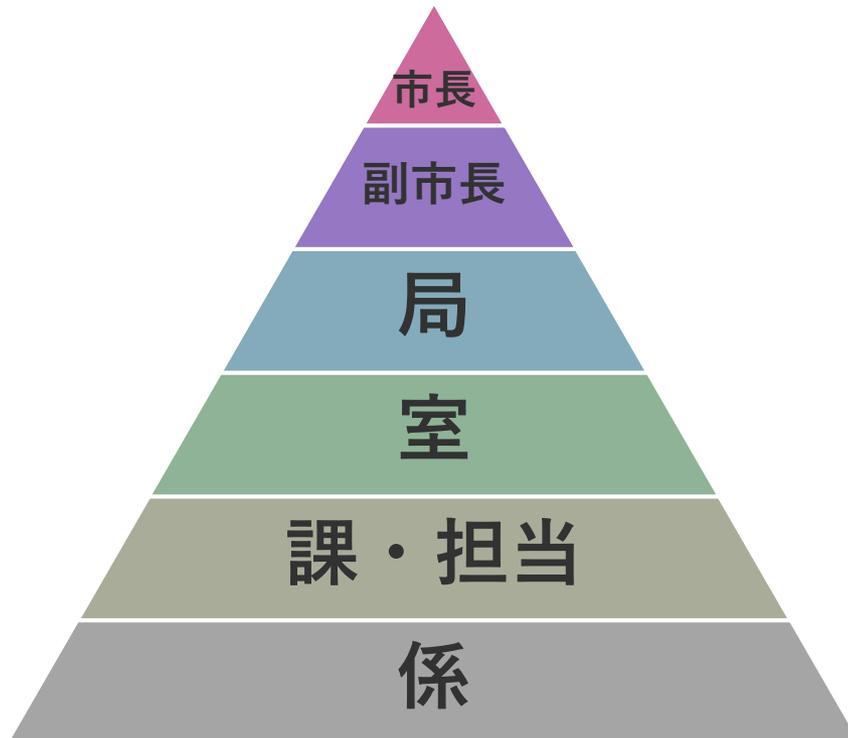
普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

## (2) 明石市事務分掌条例

## (3) 明石市事務分掌規則

# 明石市役所の組織構成

11局 36室 77課 164係（2024年4月1日現在）



## 【参考】

|       |     |     |              |
|-------|-----|-----|--------------|
| 昭和40年 | 8部  | 44課 | 106係         |
| 平成18年 | 18部 | 15室 | 89課 243係     |
| 平成28年 | 1局  | 18部 | 22室 81課 204係 |
| 平成29年 | 9局  | 36室 | 71課 178係     |



# 組織改正の変遷

平成29年

大規模な組織変更

「部・課」⇒「局・室・課」（局室制）

- ・ 市長事務部局について、14部局と細かく複雑になっていた組織を、局室制を導入し5局に再編

自治基本条例に規定する、  
**簡素で機能的な組織**に再編

平成29年 4月～

## 市の組織を再編 市民サービス

市は、平成30年4月に中核市として円滑にスタートを切れるよう、4月1日から市役所の組織を再編します。市長部局の14の部・局を5つの局に集約・スリム化し、組織の連携強化を図るほか、関連する部署を同じフロアに配置することで、さらなる市民サービスの向上を目指します。

お問い合わせ/総務課 ☎918-5005 ☎918-5103

**中核市移行を見据え、組織を見直し**

中核市移行により県から市に移る、保健衛生や環境など約2000の事務を円滑に引き継ぎ、効率的に市民サービスを提供できるよう、移行の1年前から組織体制を見直し、中核市に関わる部署を中心に、全市を学ばせた取り組みを進めています。

変更後の組織は、これまでの1局13部21室60課から部も全廃し、5局34室52課になります。

組織を見直すことで…

- 部署間の連携を強化します
- 事務の効率化を進めます
- 意思決定の迅速化を図ります

**さらなる市民サービスの充実・向上へ**

組織改正による利用者への影響を最小限とするため、市民生活に密着する窓口の名称や電話番号はできる限り従前のままにしています。

組織がスリムになり、より良くなるんだね

**ポイント1 組織がスリムに! 14の部局を5つの局に**

イメージ図

総合安全対策局、総務部、財務部、土木文庫部、都市整備部、下水道部、政策局、市の主要部署を精選、福祉部、市民生活局、市民健康部、文化・スポーツ部、産業振興部、こども未来部、福祉部、市民生活局、市民健康部、文化・スポーツ部、産業振興部、こども未来部、福祉部

**ポイント2 サービス拡大・場所移転でより便利に**

生涯学習センター・男女共同参画センター 窓口が一つに

- 受付時間を午後9時まで延長
- インターネットから申し込みできます!
- 受付窓口を一本化

明石観光協会がアスピア明石へ移転します

（一社）明石観光協会（勤労者社会党1階）は、4月1日からアスピア明石1階7階へ移転します。

開所日時/午前8時55分～午後5時40分 毎月曜日休み

お問い合わせ/明石観光協会 ☎918-5080 ☎911-0579

# 組織改正の変遷

平成30年  
中核市に移行

- ・ あかし保健所・あかし動物センターを設置

中核市に移行し、市の事務権限が強化されたことにより、より住民に近いところで充実したサービスを提供することができるように

あかし保健所 4月2日オープン

場所/大久保駅ゆりのき通 1丁目4-7  
アクセス/ JR 大久保駅南口から徒歩 2分  
開所時間/ 午前8時55分～午後5時40分  
休所日/ 土・日・祝日、年末年始  
駐車場/ あり(有料、保健所窓口利用で90分無料)

▶ 県と市の窓口を“あかし保健所”に一元化

あかし保健所 大久保 市民センター

県の明石健康福祉事務所と市の保健センターの業務を、大久保駅前にオープンした“あかし保健所”で行います。駅から近い施設に一元化されるので、より利用しやすくなります。

▶ 市民に身近な市の保健所

より市民に身近な市役所が業務を行うことで、感染症への対応や難病の支援など、迅速で質の高い保健衛生サービスを提供します。

| 主な業務内容            | 窓 口        | お問い合わせ              |
|-------------------|------------|---------------------|
| 予防接種、検診           | 疾病予防係      | ☎918-5666 ☎918-5441 |
| 感染症               | 予防課        | ☎918-5421 ☎918-5441 |
| 産・婦科の検診           | 生活         | ☎918-5425 ☎918-5441 |
| 食品の営業許可           | 衛生課        | ☎918-5426 ☎918-5441 |
| 健康づくり、健康の医療費助成    | 健康 保健企画調整係 | ☎918-5657 ☎918-5440 |
| 精神保健・地区保健         | 推進課        | ☎918-5657 ☎918-5440 |
| 不妊治療の助成、診療所などの設置可 | 地域保健係      | ☎918-5414 ☎918-5440 |
|                   | 保健総務課      | ☎918-5414 ☎918-5440 |

あかし動物センター 4月2日オープン

場所/大久保町大窪2747-1  
アクセス/ JR大久保駅からバス「高丘1丁目」下車徒歩約12分  
開所時間/ 午前8時30分～午後5時  
休所日/ 土・日・祝日、年末年始  
駐車場/ あり(無料)  
お問い合わせ/ ☎918-5797 ☎918-5798

▶ 人も動物も住みやすく“あかし動物センター”

やさしいまちづくりを進める明石市の取り組みとして、保護した犬や猫の処分はできる限り行わないようにしていきます。積極的に譲渡を進め、人も動物も住みやすいまちを目指します。

譲渡を希望する人は…

最後まで大切に飼ってくれる人に犬・猫の譲渡を行っています。希望する人はあかし動物センターまでご相談ください。  
※譲渡には条件があります。

詳細は同センターホームページ「あかしっぽ」で

# 組織改正の変遷

令和元年

- ・ こども局・明石こどもセンターを設置

明石こどもセンター（児童相談所）は、中核市において必置ではないが、「こどもを核としたまちづくり」を推進するために、任意で設置

令和2年

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応のため、感染対策局を設置

令和5年

- ・ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い感染対策局を廃止（福祉局に統合）

## 感染対策局を新設

**60年ぶりに4月議会を開会**

新型コロナウイルス感染拡大に伴う、緊急対策を盛り込んだ2020年度一般会計補正予算案が4月議会で審議されました。明石市独自の支援策として、個人商店等への家賃の貸し付けや、児童扶養手当の上乗せ支給など総額約6億円の補正予算が可決されました。

組織改正

# 組織改正の変遷

令和5年5月 丸谷市長就任

- 定期的なタウンミーティングの開催にあたり、**市民とつながる課**を設置



市民とつながり、対話によるまちづくりを進めることを示すため、「市民とつながる課」という部署名を採用

令和6年

- 脱炭素化やごみ減量などの環境への取組と、地域産業の更なる振興などを推進するため、**環境産業局**を設置
- 地域、企業、大学、国や近隣自治体等の様々な主体との連携を推進するため、**産官学共創課**を設置

### 対話と共創のまちづくり

市民との「対話」を通じて、市民ニーズや地域課題を把握し、地域や企業、大学・研究機関などと「共創」により実践的な取り組みを展開します。

- 市民との対話による、まちづくりの推進** 163万円
  - タウンミーティングの開催  
小・中学生対象の「こども会議」や、テーマ別、地域別などで開催予定。
  - 市民ファシリテーター養成講座の開催  
地域で市民による対話を通じたまちづくりが進むよう、市民ファシリテーターの育成を行います。
- 産官学民の共創による、まちづくりの推進** 1050万円
  - 市民の日常生活における移動支援など  
市民の移動の課題についてワークショップなどを行い、地域や企業を含めた産官学民の共創で課題解決に向けて取り組みます。
  - 大学との連携推進など  
市民ニーズや地域課題に対応するため、大学・研究機関などと幅広い分野で連携を進めます。

### 豊かな自然を生かした循環型のまちづくり

脱炭素の加速化や、ごみ減量、豊かな自然環境を次世代につなぐための取り組みなど、循環型のまちづくりに取り組みます。

- 脱炭素化に向けた取り組み** 3510万円  
二酸化炭素排出量を減らすため、住宅や事業所に省エネルギー・再生可能エネルギー設備を導入する市民や事業者を支援。
- ごみ減量の推進 (ゼロ・ウェイストあがしの取り組み)** 2051万円
  - 紙類のリサイクルBOX「Taco箱」を明石クリーンセンターに増設
  - 給食の調理くず、食べ残しを処理し、たい肥化する生ごみ処理機の試験導入
  - 家庭用生ごみ処理機の助成  
家庭における生ごみの減量を目標し、処理機の購入者へ助成
- 豊かな海づくりの推進** 1250万円  
生物多様性保全の取り組みの推進など

# 組織改正の変遷（平成30年度以降）

## ○毎年4月に組織改正を実施

平成30年度：あかし保健所、あかし動物センターの設置など

平成31年度：こども局の新設、明石こどもセンターの設置、地域共生社会室の設置など

令和2年度：SDGs推進室、本のまち推進室、プロジェクト推進室への再編など

令和3年度：感染対策統括室の設置など

令和4年度：デジタル推進課の設置、環境創造課の設置など

令和5年度：感染対策局の廃止・統合、インクルーシブ推進室への再編など

令和6年度：環境産業局の新設、SDGs共創室、プロジェクト推進室への再編など

## ○4月だけではなく、適時に必要な体制を整備

令和元年度：1月に豊かな海づくり室を設置

令和2年度：4月に感染対策局（安全統括室、広報相談室）を設置、

1月に施設整備・人材育成室を設置、2月にコロナワクチン対策室を設置

令和3年度：10月に豊かで安全な海づくり推進室を設置

令和5年度：5月に市民とつながる課を設置

# 自治基本条例に規定する各検証項目

【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

【検証2】 本市にふさわしい制度か

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

- ①参画と協働に基づくこと
- ②公正で透明であること
- ③効果的で効率的であること
- ④施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

## 【検証1】 制度が社会情勢に適合しているか

| 自己検証 | 庁内横断的検証 |
|------|---------|
| ○    | ○       |

### 制度に関連した社会情勢

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る動向
- ・ 行政サービスの提供におけるインクルーシブ理念の浸透
- ・ 脱炭素をはじめとしたSDGsの一層の推進
- ・ 地域、企業、大学、国など様々な主体との連携の推進



毎年4月の組織改正だけでなく、社会情勢の変化など、喫緊の課題に迅速に解決を図るため、年度途中における組織改正も実施した。

## 【検証2】本市にふさわしい制度か

| 自己検証 | 庁内横断的検証 |
|------|---------|
| ○    | ○       |

- 例1：こどもを核としたまちづくりの推進  
⇒明石こどもセンター（児童相談所）の設置
- 例2：「対話と共創」のまちづくりの推進  
⇒市民とつながる課、産官学共創課の設置

法令上、設置は必須ではないが、まちづくりを進めるうえで必要と判断して設置



**社会情勢や市民ニーズに対応した施策を展開するために、それらの実現に必要な組織改正を実施した。**

## 【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

### ①参画と協働に基づくこと

| 自己検証 | 庁内横断的検証 |
|------|---------|
| —    | —       |

### ④施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

| 自己検証 | 庁内横断的検証 |
|------|---------|
| —    | —       |

【検証3】 ①④については、本制度に馴染まないため「—」とした。

## 【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

### ②公正で透明であること

| 自己検証 | 庁内横断的検証 |
|------|---------|
| ○    | ○       |

組織改正の趣旨や内容の周知について、

以下の手段等を通じて、市民に対して広くお知らせしている。

- ・ 市議会や記者への資料提供
- ・ 広報あかし、市ホームページへの掲載
- ・ 新聞記事への掲載

また、事務分掌条例の改正（局の新設・廃止等）には議決を要するため、市議会へ十分な説明を行い、公正性・透明性を確保している。

### ③効果的で効率的であること

| 自己検証 | 庁内横断的検証 |
|------|---------|
| ○    | ○       |

毎年度、時代の変化や市民ニーズに対応し、政策課題の解決を図るため、事務量に見合った組織体制となるよう、見直しを行っている。